（介護予防）認知症対応型通所介護施設設備チェックリスト

（協議様式３）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
|  |
| 居　室　等 | 項　　　　　　　　　目 | チェック欄 |
| はい | いいえ |
| 一般原則・構造 | ①日照（採光）、通風（適温保持）に配慮されていますか。②バリアフリーに配慮した施設となっていますか | □□ | □□ |
| ③災害等非常時の避難経路（最低2方向）が確保されていますか。④手すりは廊下、食堂及び機能訓練室等に、適切に設けていますか。 | □□ | □□ |
| 玄関及び廊 下 | ①段差解消の対策がなされていますか。 | □ | □ |
| ②車椅子、歩行器等の通行に支障のない幅員が確保されていますか。 | □ | □ |
| 食堂及び 機能訓練室 | ①出入口廻りは車椅子、歩行器等の使用に配慮されていますか。  | □ | □ |
| ②床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質になっていますか。 | □ | □ |
| ③洗面台は自動水栓、レバー式などの高齢者が使いやすいものになっていますか。 | □ | □ |
| ④洗面台に共用タオルを取り付けていませんか。⑤石鹸・消毒液などの誤飲予防対策が取られていますか。 | □□ | □□ |
| 静 養 室 | ①食堂・機能訓練室から見渡せる構造になっていますか。②複数の人が同時に利用できるようになっていますか。③「緊急呼び出し」等が設置されていますか。 | □□□ | □□□ |
| 相 談 室 | ①プライバシーに配慮された構造になっていますか。 | □ | □ |
| 浴 室 | ①廊下と脱衣室、脱衣室と浴室の出入口に段差はありませんか。 | □ | □ |
| ②脱衣室・浴室は、廊下等から直接見えないようカーテン等を設けていますか。 | □ | □ |
| ③脱衣室・浴室に「緊急呼び出し」等が設置されていますか。 | □ | □ |
| ④洗い場・浴槽に適切な手すり等を設置していますか。⑤やけど予防の対策（お湯の温度設定等）はとられていますか。⑥療養型の場合は、ストレッチャー等を使用した状態で入浴できますか。 | □□□ | □□□ |
| 厨 房食事提供の有無（　有・無　）調理の有無（　有・無　） | ①火気使用部分は不燃対策がされていますか。 | □ | □ |
| ②食器・調理器具の消毒、洗浄、保管に関し衛生上の配慮がされていますか。 | □ | □ |
| ③調理済食品の保冷・保温の設備を設け、適温食事の提供が可能となっていますか。 | □ | □ |
| ④食品庫は衛生的に配慮されていますか。 | □ | □ |
| ⑤食材等の搬出入は安全面・衛生面の配慮がされていますか。 | □ | □ |
| ト イ レ | ①男性・女性が同時利用出来るよう複数設置及び鍵付き扉の設置などのプライバシーへの配慮がされていますか。 | □ | □ |
| ②「緊急呼び出し」等が適切な場所に設置されていますか。 | □ | □ |
| ③扉を有し、緊急時には外から開錠できるようになっていますか。 | □ | □ |
| ④水道栓は自動水栓、レバー式など高齢者が使いやすいものになっていますか。 | □ | □ |
| ⑤共用タオルは取り付けていませんか。 | □ | □ |
| ⑥石鹸・消毒液などの誤飲予防対策が取られていますか。 | □ | □ |
| 衛生管理 | ①汚物処理室（流し）を設けている場合は、他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。②厨房を設けている場合は、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。③感染性胃腸炎を含めた感染症対策として、使い捨てのビニール手袋、マスク、また消毒作業手順等について保健所の助言、指導を求め又密接な連携を確保できますか。 | □□□ | □□□ |
| その他 | ①吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）を読み事業を行うための基準を確認しましたか。②適正な事業運営を行うために必要な人員を確保しましたか。③事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所を利用している要介護者等が継続して同等のサービスが利用できる方策を講じていますか。④資本金の他に、収支計画上想定される累積赤字額を上回る資金を確保する等の適切な資金計画がありますか。⑤市町村の介護保険事業計画に支障を及ぼすおそれがありませんか。⑥事業予定者及びその役員等が介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の11第2項各号に該当していませんか。⑦地元自治会および地域住民に対して十分な説明および話し合い等を行いましたか。⑧説明および話し合い等で要望・意見等がありましたか。⑨運営推進会議構成員の地域住民の代表者は決まりましたか。⑩立地は住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。⑪都市計画法及び建築基準法上の手続きを確認しましたか。（改修の場合は、用途変更等手続きについて、各市町村の建築確認担当課の建築主事と相談していますか）⑫消防法上の手続きを確認しましたか。（所轄消防署と相談していますか。） | □□□□□□□□□□□□ | □□□□□□□□□□□□ |

**申請にあたっては**、事業をされる法人が消防署に提出した防火対象物使用開始出書等の写しの添付が必要です。又事業所を新築された場合には建築基準法７条５項による検査済証の添付も必要です。